

『六十家小説』刻字考

井 上 泰 山

一 はじめに

中国において、語り物や漫才など、主として人間の聴覚に訴える文芸がいつ頃から発生したか、という問題に対して明確にその時期を特定して答えることは、恐らく永遠に不可能であろう。専ら口と耳とに頼るといふ伝達手段のあり方そのものが、既に長期間の保存を期待しないものである以上、それは無理からぬことであると考えられる。

中国における講唱文芸の姿が、ある程度具体的なイメージを伴った形で記録されるようになるには、十世紀後半、王朝でいえば、宋の時代を待たなければならぬ。北宋の都汴梁（現在の開封）に住まう人々の生活模様を克明に記録した『東京夢華録』という書物によれば、都の盛り場においては「瓦子」と呼ばれるにわか作りの演芸場が立ち並び、昼夜を問わず様々な芸能が人々を楽しませていたことが知られるが、その中には、自分の得意な分野の話芸を披露して一名を馳せていた人物の存在を個人名とともに確認することができ、職業としての話芸が次第に確立され始めていたことが窺える。

話芸に関するこうした状況は、都が南の臨安（現在の杭州）に移った後も発展的に継承され、講談をはじめとする

講唱文芸は益々盛んになっていったものと思われるが、残念ながら、現在に伝わる都市繁盛録の類にはそれ以上の詳しい記録はなく、語られた具体的な内容や上演の状況、特に当時既に文字資料としての台本が存在したか否かなど、細部については不明な点が多く残されている。

語り物の具体的な演目が記録されるようになるのは、十三世紀の元代になってからである。羅燁の『醉翁談録』という書物には、当時語られていた講談の演目と思しき名前が百種余り記録されており、これによって、元代には江南の地において様々な内容の語り物が盛行していたことが知られる。しかし、それらはあくまで演題のみの記録であり、講談の台本そのものが残されているわけではない。従って、語られた内容の大筋については他の文献との比較研究によりある程度推測が可能となるものの、実際の上演に際して芸人がどのような態度で臨んだか、より具体的に言えば、語る内容は全て記憶に頼っていたのか、あるいは部分的に文字化された掌記のようなものがあつたのか、さらには、語られた内容が文字化されて広く一般の読者にも提供されるようになるのはいつ頃からか、等々、語りの現場における演者と聴衆もしくは読者とを結ぶ具体的な状況を窺うには、未だ十分な資料とは言えないのである。

では、講談の具体的な内容を伝えてくれる資料はいつ頃現れるのか。文字によって残された年代入りの確かな証拠に乏しい以上、それに対する正確な時期を伴う解答も、残念ながら現段階では保留せざるを得ない状況にあるが、しかし、遅くとも明代半ばには講談の内容が文字として記録され、印刷されて、世間に出回るようになっていたことだけは確かである。そのことを示してくれるのが、論題に掲げた『六十家小説』なる書物である。本稿は、中国における語り物の内容を伝える現存最古の文字資料である『六十家小説』につき、現在までに進められた研究の成果を振り返るとともに、校訂本作成の過程で気付いた幾つかの新たな問題を提示し、当該書物に備わっている資料的価値を確定するための材料を提供することを目的とするものである。

二 『清平山堂話本』について

周知の如く、「清平山堂」とは、明代嘉靖年間に杭州で出版活動に従事していた洪楗の書齋の名前であり、「話本」とは、講談師が語った話の内容を基にして、それをある段階で文字化したものと考えられている。一九二九年、北京の古今小品書籍印行会から『清平山堂話本』と銘打った一冊の書物が刊行された。これはわが国の内閣文庫に所蔵されていた「話本」十五種が長澤規矩也氏によって発見され、それが中国の学者馬廉氏の手を経て影印出版されたものである。しかし、厳密な意味から言えば、実は『清平山堂話本』という名の書物は存在しない。本題に入る前に、まずこの点から確認しておくことにしよう。

内閣文庫所蔵に係る十五種の「話本」の題目は左のとおりである。

- 柳耆卿詩酒翫江樓記 ○簡貼和尚 ×西湖三塔記 ○合同文字記 ×風月瑞仙亭
- 藍橋記 ○快嘴李翠蓮記 ×洛陽三怪記 ×風月相思 ○張子房慕道記
- 陰鷲積善 ○陳巡檢梅嶺失妻記 ○五戒禪師私紅蓮記 ○勿頸鴛鴦會 ○楊温攔路虎傳

これらは五篇づつ合計三集に分けられているが、序文や跋文は一切無く、さらに作品全体の総集名にあたるものも認められない。つまり、これら十五篇の作品群がもともと何と言う名前の書物であったか、詳細は不明だったのである。しかし、影印出版する以上、当然何らかの書名を付けなければならぬ。必要に迫られた馬廉氏は、十一の作品（右のうち○印を付したもの）の版心部分に刻されている「清平山堂」の文字を借り、これに作品の形態を表す「話本」

という言葉を加えて、仮に『清平山堂話本』としたのである。事の経緯は、同書に付された馬廉氏の「清平山堂話本序目」に詳しい。

ところで、洪梗が杭州で刊行した「話本」は右の十五種だけではなかった。その後更に十二篇の作品が、同じく馬廉氏自身の手によって発見されたのである。左に十二篇の題目を掲げておく（○印は版心に「清平山堂」の文字があるもの）。

- 花燈轎蓮女成佛記
- 曹伯明錯勘賊記
- ×錯認屍
- 董永遇仙傳
- 戒指兒記
- 羊角哀死戰荊軻
- 死生交范張鷄黍
- ×老馮唐直諫漢文帝
- ×漢李廣世號飛將軍
- 夔關姚弋弔諸葛
- 晉川蕭琛貶霸王
- ×李元吳江救朱蛇

これら十二種の作品は、一九三三年秋、馬廉氏が郷里の寧波で購った残書の中に混在していたとされ、その後の調査により元来は天一閣に所蔵されていたものであることが判明、氏はその翌年八月、平妖堂から『雨窗欵枕集』という書名のもとにその影印本を出版した。小口に「雨窗集上」「欵枕集下」と墨書されていたことによる命名であるとされ、発見の経緯を含めた書誌の詳細については、同書に付載された馬廉氏の「影印天一閣旧藏雨窗欵枕集序」に記されている。

以上の二十七篇の他にも、「翡翠軒」及び「梅杏争春」と題する二篇の作品が「清平山堂」所刊の「話本」ではないかと推定されている。これらの二篇は錢杏邨（阿英）氏によって発見されたもので、錢氏自身による報告「記嘉靖本翡翠軒及梅杏争春」（一九三六年、上海良友圖書印刷公司刊『小説閒談』所収）や阿部泰記氏の論考「『翡翠軒』残

本考」(一九八五年、九州大学中国文学会『中国文学論集』十四所収)などによってその概要を知ることができるが、残念なことに原本の影印本が未だに公開されていないため、杭州の「清平山堂」から刊行された一連の「話本」の一部であるかどうか、その真偽については留保せざるをえない段階にある。

三 『六十家小説』研究略史

馬廉氏が寧波において天一閣旧蔵に係る「雨窗集」と「欵枕集」所収の十二篇の「話本」作品を発見した当時は、内閣文庫所蔵の十五篇の「話本」との関連が指摘されるのみで、それら全てを包括する総集名は無いものと考えられていた(前掲「影印天一閣旧蔵雨窗欵枕集序」参照)。ところが、その後、戴望舒氏の考証によって、前章に挙げた一連の「話本」が元来『六十家小説』の名のもとに刊行されたものであることが新たに判明した。戴氏は顧修が編纂した『彙刻書目初編』(清嘉慶刊本)に、「六家小説」の名のもとに、「雨窗集十卷」「長燈集十卷」「隨航集十卷」「欵枕集十卷」「解聞集十卷」「醒夢集十卷」など、合計六集の名前が挙げられていることを見出し、馬廉発見に係る「雨窗集」と「欵枕集」が乃ちその一部に該当することを明らかにしたのである。これによって、明代嘉靖年間に洪楹が刊行した「話本」が合計六十篇であったこと(各集は五篇づつ上下二冊に分けて刊行された)が判明したのである。なお、『彙刻書目初編』に「六家小説」とあるのは、田汝成の『西湖游覽志』の記述にあるように、「六十家小説」の誤りであろうと推定されている。

「清平山堂」所刊「話本」の総集名と作品数とが確認されたことにより、「話本」作品をめぐる研究は新たな段階に突入することとなった。まずはじめに問題となるのは、六十篇の「話本」作品の確定とその復元である。既述の如く、前掲六集のいずれに属していたかが判明している作品はわずか十二篇にすぎない。内閣文庫所蔵の十五篇に関しては、

その所属先は全く不明であり、更に、篇名さえも明らかにされていない作品が全体の約半数にもほつている。「六十家」の内容はいかなるものであったか、その具体的な作品の内訳を確定する作業が必要となってきたのである。

実は、「六十家小説」復元の試みは、中国においても「話本」発見当時から既になされていた。馬廉氏は前掲「影印天一閣旧藏雨窗欵枕集序」の末尾に「附表」を載せ、明代嘉靖年間の書籍目録である晁璠の『宝文堂書目』や清初の書籍目録『也是園藏書目』などに依拠して、作品の具体名を特定することを試みている。こうした収録作品の特定作業はその後、孫楷第氏や譚正璧氏によって受け継がれ、やがて胡士瑩氏の『話本小説概論』へと連なっていくのであるが、一方、わが国においてもそうした作業は遂行されていった。この問題に真正面から取り組んだのは、中里見敬氏である。氏は一九九三年一月、『東方学』第八五輯誌上に「六十家小説」の目録学的研究」と題する論文を発表し、前掲『宝文堂書目』に掲載された百篇余りの「話本」の題目のうち、どの作品が実際に「六十家小説」に組み入れられていたかを復元しようと試みている。氏の結論によれば、作品が現存する二十九作品以外に、十七の作品を「六十家小説」所収の作品として特定しようとのことである。氏の比定の是非に関しては今後更なる検討が必要になるものと思われるが、氏の論考をきっかけとして、その後、金文京氏や大塚秀高氏など、複数の研究者が加わる形で活発な議論が展開されつつある。

『六十家小説』所収作品名の特定と並んで問題となるのが、各作品の版本上の特徴と、各々の「話本」の来源についてである。これについても中里見氏は、現存する二十七作品の版式を詳細に調査した上で、『西湖三塔記』『風月瑞仙亭』『洛陽三快記』『風月相思』の四作品が他の作品の版式と基本的に異なることを指摘し、これらの作品は「清平山堂」が、既に存在していた別の版本を使って重刻したものであろうと推定している。また、作品ごとの墨丁の数を調査し、その出現頻度に極端な偏りが見られることから、各々の作品が等質の版本に基づいて印刷されたものでない

ことを立証している。以上、中里見氏の論点に関しては、一九九五年一月『山形大学紀要（人文科学）』第十三卷第二号に掲載された論文「話本小説と白話文の成立について」に詳しい。

四 現存するテキストの確認とその問題点

冒頭にも述べたように、本稿はもともと『六十家小説』の校訂本作成の過程で執筆したものである。本来の目的は作品本文を校訂していく過程で気づいた幾つかの問題点を提示するとともに、『六十家小説』の字体や語彙に関する特徴を抽出し、その白話語彙資料としての価値を再検討することにある。そこで、このあたりで本題に立ち返り、本文校訂にまつわる問題に目を転ずることにしよう。

まずはじめに、今回の校訂本作成にあたって使用したテキストの確認をしておくことにする。既述の如く、洪梗が「清平山堂」から刊行した「話本」は合計六十種であったと推定されるものの、作品内容が現存するのは、そのうちのわずかに二十九篇にすぎない。このうち、錢杏邨氏発見に係る二篇については影印本が公開されていないため、今回の作業からは除外せざるを得ない。従って、校訂の対象となるのは、内閣文庫所蔵の十五篇と馬廉氏発掘に係る『雨窗欵枕集』所収の十二篇、合計二十七篇ということになる。校訂にあたって底本としたのは、前者については筆者が内閣文庫から直接取り寄せたマイクロフィルムからの複写（以下「内閣本」と呼ぶ）に拠り、後者に関しては、馬廉氏が一九三四年に「慈母」を「紀念」して平妖堂から刊行した『雨窗欵枕集』二冊（以下「馬廉本」と呼ぶ）に拠った。

校訂本作成の底本としては、右に挙げた二種類のテキストが原本に最も近く、それで充分であると思われるが、現時点までに、影印本や排印本も複数刊行されているため、念のため、入手可能なものは手元に置いて適宜参照すること。

とにした。手元に置いた影印本としては、一九五五年に文学古籍刊行社から出版された『清平山堂話本』（以下「古籍本」と呼ぶ）、及び、その複製本であるところの、楊家駱氏の「提要」を付した台湾世界書局本（一九五八年刊、以下「楊本」と呼ぶ）の二冊。もつとも、本文に関しては両者は全く同一である。また、排印本としては、譚正璧氏の校点本『清平山堂話本』（一九五七年、古典文学出版社本、以下「譚本」と呼ぶ）を用意した。

さて、基本的な底本と、参照すべきその他のテキストが揃った時点で、実際に校訂作業に着手したのであるが、いざ作業を開始してみると、影印本と銘打っている「古籍本」が予想外に問題の多いテキストであることに愕然とした。本文の随所に、原文に無い恣意的な改訂が施してあるのである。常識的な見方に従えば、いやしくも「影印本」を名乗っている以上、原本を忠実に写真に撮って作成した、信頼の置けるテキストと考えるのが普通感覚であろう。ところが、この「古籍本」に限っては、決してそのような一般的通念に従う代物ではなく、巧妙な改訂が随所に施された、危険極まりないテキストなのである。「内閣本」と「馬廉本」が揃っている以上、敢えて欠陥の多いテキストを参照する必要はなく、ましてその非を暴くには及ばないのかも知れないが、しかし、一般的通念からあまりに大きくかけ離れた所作が何の断りもなく堂々に行われ、場合によっては後人を誤らせる可能性も高いと思われるので、あるいは本来の目的から些かそれることになるかも知れないが、ここで「古籍本」の性格について具体的に検討し明らかにしておくことにする。

「古籍本」の「危険性」については、実は早くから指摘されていた。一九五七年に出版された「譚本」は、その「校注凡例」の一において、校点本作成にあたって依拠する底本は、古今小品書籍印行会刊行の影印本と平妖堂刊行の影印本であることを明言した上で、わざわざ、「文学古籍刊行社重影印本、有修改、不据」と断っている。「古籍本」に意図的な文字の改変があることに気づいていたのである。また、佐藤晴彦氏は、かつて「古籍本」と「譚本」の再版

本刊行を紹介し、両書に内在する問題点をも指摘すべく、雑誌『東方』の一九八九年第九六号に「互いに補い合う『清平山堂話本』の排印本と影印本」と題する書評を発表された。そこでは「譚本」が概して文字表記に無頓着である点を利用上の注意事項として指摘されるとともに、「古籍本」に関しても恣意的な改竄の存在が指摘されているが、中でも極端な例として、「風月瑞仙亭」の中の一例を挙げ、元来墨丁となっているはずの所に「鑪」の字を巧妙に補填していることの非を鳴らして次のように述べている。

いったい影印本に手を加え、その不鮮明な箇所を補なうということはこれまでも行われていたことであり、それほど驚くべきほどのことではない。しかしその場合の通例として、手を加えたことが一見してわかるほどの稚拙さであることが常であった。しかし、旧版古籍本―従って楊氏本及び今回の古籍本も―の改竄たるや実に見事であり、全く見わけがつかなかった。これは察するに、同じ『清平山堂話本』の別の箇所から必要な文字をもつてきて、墨丁のかわりに入れかえる、という作業をしたのではなからうか。そうでもしない限り、これほどまで見わけがつかないようには改竄できぬであろう。

佐藤氏の発した右の警告によって、「古籍本」が影印本の一般的常識を覆す危ういテキストであることがある程度読者に伝わったのであるが、氏自らも断っているように、書評執筆にあたって「譚氏校本と重印本（『古籍本』を指す―筆者注）を逐一比較したわけではなく、（中略）以前から気になっていた箇所のみを対比しただけ」であった。従って「全面的なことはいえない」との但し書きを付した上で分析が進められているのであるが、それを「全面的」に押し進めたのが、中里見敬氏であった。氏は一九九五年、『山形大学紀要（人文科学）』第十三巻第二号誌上に「従（六

十家小説》版面特徴探討話本小説及白話文的淵源」と題する論文を発表し、その末尾に、附録として、「六十家小説」墨丁一覽表」を掲載した。これは、「内閣本」と「馬廉本」（以下両者を併せて「原本」とも呼ぶ）をもとにして、「古籍本」の改変状況と「譚本」の校訂状況を逐一対比したもので、原本で空格もしくは墨丁になっている箇所が合計五十箇所あり、「古籍本」ではそのうちの二十五箇所に恣意的な填字が行なわれていることが指摘されている。このような時間と労力のかかる作業を敢えて行なった理由として、氏は、「古籍本」の改訂の度合いが甚だしく、もはや通常の「影印本」の名に値しないことと、「現状では多くの場合この劣悪な影印本によらざるをえないため」（中里見敬著『中国小説の物語論的研究』一八七頁、注十）であることを挙げている。「内閣本」が『古本小説集成』（上海古籍出版社）の中の一冊に収められて出版され、比較的容易に閲覧できるようになった現在では、氏の挙げた二つめの理由は些か根拠稀薄になったきらいはあるものの、一つめの理由に関しては筆者も全く同感である。まさに、「影印本」の名を汚すものといっても過言ではないのである。以下、筆者自身が行なった作業とそれによって得られた結論とを紹介する中で、そのことを改めて実証することにする。

先ほど筆者は、中里見氏の作業が「全面的」であると述べた。しかし、それはあくまで原本で空格及び墨丁となっている箇所の調査に關してであり、それ以外の、原本で不鮮明になっている箇所や、欠損により判読不可能な部分については、未だ十分な調査はなされていない。そこで今回、校訂本作成のかたわら、そうした未調査の部分についても逐一検討してみることにした。その結果、空格や墨丁の補填以上に深刻な問題が浮かび上がってきたのであるが、詳しい結論は後に述べることにして、まずは検討結果を一覽表にして示しておくことにする。なお、調査は「内閣本」・「馬廉本」と「古籍本」についてのみ行ない、「譚本」については調査の対象から除外した。また、「内閣本」・「馬廉本」については、主として、当該部分が不鮮明（一部分判読可能）であるか、もしくは欠損（判読不可能）であるか、に

ついで表示した。表中に、例えば「三表八」とあるのは、該当部分が「第三葉・表・八行目」にあることを示している。

「古籍本」 「原本」

○快嘴李翠蓮記

十一表七 酒也不 (不鮮明)

十一表八 成甚人家 (不鮮明・一部欠損)

十一表九 過賣 (不鮮明)

十一表十 便道 (不鮮明)

○洛陽三怪記

三表八 着 (不鮮明)

五表十一 女必 (不鮮明)

七表二 王 (欠損)

九表一 這 (欠損)

○風月相思

四裏五 園裡 園迎(やや不鮮明)

○張子房慕道記

二表九 腰 (不鮮明)

『六十家小説』刻字考(井上)

八 表一 公 么

○陳巡檢梅嶺失妻記

七 表一 佳人 (欠損)

七 裏八 巡 (欠損)

○勿頸鴛鴦會

十 裏十 此二 (欠損)

○楊温攔路虎傳

二 裏十一 是 (欠損)

六 表十一 外如 (欠損)

○花燈轎蓮女成佛記

六 表一 燈 (欠損)

○曹伯明錯勘贓記

三 裏六 (欠損) 你這

○錯認屍

七 裏八 當 (不鮮明)

七 裏九 家 (不鮮明)

七 裏十 道 (不鮮明)

七 裏十一 回 (不鮮明)

○董永遇仙傳

一 表九 鄉百

(欠損)

○死戰荆軻

四 表三 半

賢

四 表四 賢

(欠損)

四 表五 天

(不鮮明)

四 表九 日

奏

四 表十 奏

日

○老馮唐直諫漢文帝

二 表六 監聽

(欠損)

二 表七 在

(欠損)

二 表八 武成

(欠損)

二 表九 殿

(欠損)

二 表三 當以

(欠損)

二 表四 吳子

(欠損)

二 表五 太宗

(欠損)

二 表六 外

(不鮮明)

三 表七 烟西

(一部欠損)

三 表八 畫功 (一部欠損)

三 表九 將姓 (一部欠損)

○漢李廣世號飛將軍

四 裏十一 別 引

○霽川蕭琛貶霸王

四 裏十一 中有 (欠損)

右の一覽表によつて、「古籍本」が「内閣本」と「馬廉本」に対して加えた作業の全貌が浮かび上がってくる。「古籍本」は、原本の本文中に見られる印字不鮮明な箇所に対しては丹念に文字を修復して示し、欠損部分に対しては、『三言』などに収められた同名作品との照合によつて特定しうる文字、あるいは前後の文脈によつて妥当と判断される文字を新たに補つており、その数は十五篇中四十一箇所にもわたっている。つまり、原本に対して徹底した「復元」作業を行なっていることがわかる。しかも、その技術が相当に優れていることについては、前掲佐藤晴彦氏の書評に、「その巧妙さときたら、古今小品本（「内閣本」の影印本―筆者注）と比較でもない限り、ほとんど見わけがつかないほどの出来ばえ」なのである。佐藤氏も言うように、改竄を施しているにもかかわらず、それを何の断りもなく「影印本」と銘打つて刊行すること自体、利用者に対する誠意を欠いた態度であるといわなければならないが、ここでは一步踏み込んで、そのような恣意的な改竄が行なわれた結果、どのような不都合が生じているかを、具体的に指摘してみたいと思う。

作品によつて多少程度の差はあるものの、原本には不鮮明な文字が相当数存在し、場合によつては文字の一部が破

損していたり、あるいは完全に欠落していたりして、原本のままでは判読に苦慮する箇所が少なくない。「古籍本」はまさにそのような部分に何らかの修復を施しているのであるが、右の一覽表のうち、少なくとも三箇所については、原字の判断に誤りがある。まず第一例。「内閣本」の「風月相思」第四葉裏五行目から六行目にかけて、「有一日夫人與侍女数人於後花園迎風亭上觀賞荷花」という一文がある。五行目の最後の二文字は「園迎」とするのが正しく、そのことは「國色天香」所収の「相思記」の本文によっても確かめられる（前掲中里見論文「附録」参照）のであるが、「古籍本」では「園裡」の二文字を誤って補填している。その結果、亭の本来の名前であるはずの「迎風亭」が「風亭」になってしまった。二番めの例として、「張子房慕道記」が挙げられる。第八葉の表、第一行目、詩の第四句めに、「漢王滴淚斬丁么」とある。この部分の最後の文字を「古籍本」では「公」に改めている。その当否については改めて論ずるまでもない。三つめの誤填例は、「漢李廣世號飛將軍」の第四葉に見られる。その裏、第十一行目の下の部分に、「先與長子李敢引五十騎」とある。「古籍本」では「引」の部分に「別」の字を巧妙に補填しているが、これでは五十騎と「別れる」ことになり、意味が全く逆転してしまう。原本の当該部分は確かに文字が不鮮明であり、判読しにくい面があることは否めないが、それにしても前後の文脈を少しでも勘案すれば、「別」という文字は容易に選択肢から排除されるように思うのだが、全く理解に苦しむ所である。

右の三例は、原本の不鮮明な文字を誤って修復してしまった例であるが、これとは反対に、原本には当該文字が鮮明に印字されているにもかかわらず、「古籍本」では何故か欠落してしまう、という奇妙な現象も起こっている。それは「曹伯明錯勘職記」の第三葉裏の六行目に見られる。「馬廉本」の当該部分には明瞭に「你這」の二文字が看取できるにもかかわらず、「古籍本」はこの部分をほぼ欠損状態にしている。徹底的な「復元」作業を施したはずの「古籍本」が敢えて原本の損傷を装ったとも思えず、何らかの印刷上の不具合によるものであろうか。この点も理解し難

いところである。

以上、「古籍本」が改竄を施した部分を逐一調査し、恣意的な判断による誤填の実態と、それによって生じた不都合を個別に検証した。中里見氏が先に行なった墨丁部分の改竄に対する調査報告と併せ考察することによって、「古籍本」の本質が改めて全面的に浮き彫りにされたものと考ええる。同書が影印本の名に値しないことは、もはや誰の目にも明らかであろう。

ところで、このような問題の多い書物が生み出された背景は、いったいどこにあるのであろうか。この点について少し考えておきたい。「古籍本」の刊行は一九五五年であった。思うに、建国後間もない五十年代の中国の文学界においては、それまで疎かにされていた自国の古典、とりわけ通俗文学関連の書物の発掘と保管が重要な任務となり、関連書籍の収集と出版が空前の勢いで行なわれた時期であった。新たな資料の発掘と出版は、文学界の活性化、さらには国威の発揚をも促す側面があったであろう。しかも、『六十家小説』は中国国内では既にその大半が失われ、国外に流出してかすかに余命を保っている状況であった。そのような貴重な書物を本国で蘇らせるにあたっては、当然、何らかの新味があるほうが望ましい。そのためには、原本をそのまま影印するよりも、可能な限り修復を施し、より一層「完璧な」テキストとして送り出す方が価値が上がる、そういった心理が出版関係者に働いたとしても不思議ではない。膨大な時間と労力を要したであろう改竄の作業が誰によって遂行されたかは明らかでないが、「古籍本」はあるいはそうした時代の要請のもとに無理矢理世に生み出された苦渋の産物であったのかもしれない。

五 『六十家小説』の刻字上の特徴

最後に、『六十家小説』に刻された文字の特徴について、現段階で気づいた点を幾つか記しておくことにする。もっ

とも、この点に関しては、別途作成しつつある同書の校訂本に詳しい報告を掲載する予定であるので、ここではその概要を摘記するにとどめたい。また、校訂本には詳細な「語彙索引」をも付載する予定であるので、語彙面の特徴や問題に関しても、そちらに譲ることにする。

刻字の特徴としてまず第一に指摘しなければならないのは、夥しい数の誤刻の存在である。他の漢字文献にも一般に見られるように、誤刻のタイプとしては、代表的な二つの原因に起因する例、すなわち、漢字の字形が類似しているために誤って刻されたものや、音声が同一もしくは近似しているために誤刻されたと思われるものが、やはり圧倒的に多く見られる。前者の例としては、「浦」と刻すべきところが「補」になっていたり（『洛陽三怪記』五葉表十行）、「鳥」が「烏」に誤って刻されたり（『西湖三塔記』十葉表八行）、あるいはまた、「令」が「合」に刻され（『刎頸鴛鴦會』三葉裏八行）、「冒」が「胃」に刻される（『曹伯明錯勘賊記』二葉裏六行）など、その数は枚挙に遑がないほどであるが、こうした例は俗文学の書物にはありがちな現象で、特筆すべきものではない。また、後者の場合にしても、「同」を「通」と誤刻し（『簡貼和尚』十二葉裏一行）、「力」を「立」に誤り（『漢李廣世號飛將軍』四葉表五行）、「備」を「被」に誤る（『五戒禪師私紅蓮記』五葉裏一行）などは、他の文献にも普遍的に見られるものであり、これも取り立てて論じるほどのものではない。

ところが、『六十家小説』の中には、右に挙げた一般的な誤刻とは些か趣を異にする、やや特殊な例が見出される。その一部を左に示してみよう。はじめの文字が原文に刻されている文字、「」内の文字が本来刻されるべき文字である。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 皇「惶」（『簡貼和尚』五葉裏六行） | 兒「貌」（『洛陽三怪記』三葉表五行） |
| 方「妨」（『洛陽三怪記』四葉裏七行） | 丁「釘」（『洛陽三怪記』五葉表五行） |

才「財」〔風月瑞仙亭〕一葉裏一行)

令「伶」〔西湖三塔記〕八葉裏二行)

羅「鑼」〔陳巡檢梅林失妻記〕九葉表八行)

令「鈴」〔陳巡檢梅林失妻記〕十葉裏六行)

衣「依」〔陳巡檢梅林失妻記〕十二葉表七行)

龍「籠」〔戒指兒記〕六葉表八行)

これらの文字は、単独にこれを見た場合、字形や音近の誤りとして処理できるものではあるが、このように一括して並べてみると、果たして単純に誤刻と考えて良いのかどうか、疑問が湧いてくる。何故なら、これらの文字はいずれも一つの共通の操作、乃ち、偏や冠を省略する、という操作を経て出来上がっているからである。これは『六十家小説』特有の刻字の方法ではあるまいか。そのように考えて、改めて原文の刻字の状況を詳しく調査してみると、次のような例が存在することが判明した。それは、本来ならば「鋒」と刻すべきところに金偏の無い「夆」が刻された例〔漢李廣世號飛將軍〕五葉裏二行)である。この例を見る限り、当時の刻工の間で漢字の偏を省略して刻す習慣があつたことは明らかであろう。となると、先ほど列挙した一群の文字も、単なる誤刻として扱うことには慎重にならざるを得ない。では、さらに、次のような例はどうであろうか。

列「烈」〔洛陽三怪記〕五葉裏七行)

昏「婚」〔風月瑞仙亭〕六葉表三行)

比「皆」〔西湖三塔記〕七葉裏十行)

或「惑」〔曹伯明錯勘賊記〕四葉裏二行)

番「翻」〔柳耆卿詩酒翫江樓記〕二葉表一行)

成「盛」〔錯認屍〕十二葉裏二行)

非「罪」〔漢李廣世號飛將軍〕四葉裏七行)

五「伍」〔老馮唐直諫漢文帝〕三葉表三行)

也「他」〔錯認屍〕一葉裏十一行)

乞「吃」〔錯認屍〕八葉裏五行)

これらの文字も、それが単独に現れた場合には、恐らく単なる誤刻として処理されることになるであろう。しかし、先ほどの視点、乃ち、偏や冠を省略することもありうる、という考え方を導入して改めてこれらの文字を眺めてみる

と、単なる誤刻として片付けることに躊躇を覚えざるを得ない。これらも、一見誤刻のように見えて、実は当時の刻字の常識に従ったものであると考えることもできるのである。これらを『六十家小説』特有の刻字として良いかどうか、他の文献を詳細に調査した上でなければ結論は出しにくいが、ここでは敢えて一つの仮説を立て、『六十家小説』に見られる略体の刻字と見て、問題を提起しておきたい。

特徴の第二点として指摘し得るのは、夥しい数にのぼる俗字・異体字の存在である。それらうちの一部を例示してみよう。正字を鍵括弧で示し、その異体字を丸括弧で示すことにする。

- | | | | |
|--------|--------------|--------|------------------|
| 「命」(丙) | 「錯認屍」十五葉裏十一行 | 「面」(面) | 「簡貼和尚」六葉表十行 |
| 「多」(𠂔) | 「西湖三塔記」九葉表六行 | 「花」(𦵏) | 「洛陽三怪記」一葉裏十行 |
| 「舉」(𦵏) | 「簡貼和尚」一葉裏六行 | 「觀」(觀) | 「簡貼和尚」十三葉裏二行 |
| 「麼」(𠂔) | 「簡貼和尚」四葉表十一行 | 「婆」(𠂔) | 「西湖三塔記」四葉裏五行 |
| 「無」(无) | 「簡貼和尚」二葉表四行 | 「體」(躰) | 「柳耆卿詩酒翫江樓記」一葉表三行 |

刻字に関する三つめの特徴として、簡体字と繁体字の併用を挙げることができる。この点についても、その一部を例示しておくことにしよう。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 里「陰鷲積善」一葉裏五行 | 灯「陰鷲積善」一葉裏十一行 |
| 裡「張子房慕道記」一葉表三行 | 燈「楊温攔路虎傳」十三葉表四行 |

体「陰鷲積善」二葉裏十行

辞「陳巡檢梅嶺失妻記」三葉表一行

體「西湖三塔記」五葉表二行

辭「柳耆卿詩酒翫江樓記」二葉裏一行

宝「五戒禪師私紅蓮記」五葉裏五行

才「陰鷲積善」一葉表十一行

寶「刎頸鴛鴦會」七葉裏五行

纒「簡貼和尚」二葉裏七行

樓「陰鷲積善」一葉表十一行

斷「陳巡檢梅嶺失妻記」七葉裏十行

樓「柳耆卿詩酒翫江樓記」一葉表一行

斷「刎頸鴛鴦會」五葉表八行

數「陳巡檢梅嶺失妻記」八葉表五行

鉄「陳巡檢梅嶺失妻記」十二葉裏八行

數「合同文字記」一葉裏九行

鐵「五戒禪師私紅蓮記」一葉表四行

右の他にも、例えば「帰」や「双」、あるいは「庄」や「変」など、多くの字体について簡繁両字体の併存状況が確認でき、こうした状況を作品ごとに綿密に調査することによって、作品の成立過程に関する何らかの事情を明らかにするためのヒントが得られるかも知れないが、現段階ではそこまでの調査は進んでいない。校訂本公刊の際には、何らかの報告を掲載できるものと考えている。

付記：古今小品書籍印行会刊行に係る『清平山堂話本』については、本稿校正中に佐藤晴彦氏の御好意により大阪

市立大学所蔵本の複印をすることができた。細かく対照した結果、内閣文庫所蔵の原本を忠実に影印しており、意図的に字句を改めた箇所は無いことを確認することができた。記して感謝の意を表す次第である。

本稿は平成十二年度関西大学学術研究助成基金研究費による研究成果の一部である。